平成２６年（フ）第１３２号
埼玉県川越市大字下赤坂649番地12
破産者　古川　豊勝
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０１１号
神奈川県大和市福田3972番地99
破産者　宮崎　功夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
長野県千曲市大字杭瀬下293番地
破産者　川島　則子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第５４０号
京都市右京区太秦東蜂岡町２番地　レックスつばき第６ビル101号
破産者　押谷　吉浩
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５９号
京都市右京区梅津前田町37番地　ドエル梅の宮館406号
破産者　山本　明彦
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２５７号
大阪府寝屋川市池田北町４－７　ハイツナカオ101号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
破産者　野岸　定一
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４号
青森市岡造道３丁目４番30号
破産者　中村　友英
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
秋田県大仙市新谷地字小萱場42番地、住民票上の住所秋田県仙北市角館町小勝田大川原１番地25
破産者　佐藤　利夫
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第９５号
山形県東根市大字沼沢2566番地、前住所山形県東根市大字沼沢1604番地
破産者　森谷　恒一
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
福島市北沢又字下釜４番地の１　菅田ハイツ201号
破産者　金子　國子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７９号
横浜市港北区綱島西３丁目４番14号　グリーンネスト綱島西201号
破産者　泉谷　　芳（旧姓青木）
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０６号
神奈川県鎌倉市台１丁目８番22号　リーズ湘南大船７号棟104
破産者　一戸　友秋
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５６号
神奈川県座間市東原５丁目３番５－202号　ハイムさがみの
破産者　畠山チヨノ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１２７号
静岡県周智郡森町森1197番地
破産者　仲畑　岩夫
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７６１号
堺市東区南野田11番地６
破産者　橘岡　昭三
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１号
愛媛県松山市南吉田町1035番地２
破産者　山本　恒範
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３７号
長崎県大村市上諏訪町1251番地３、開始決定時の住所長崎県大村市諏訪３丁目464番地１
破産者　一瀬　明則
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係